

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		公共下水道の排水施設への物件設置の許可
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 24 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		美唄市下水道条例第 25 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	(行為の制限等) 第二四条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。 一 排水施設を固着して設けるとき。 二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。 三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。 イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。） ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

		ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		7日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 16 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ㊦：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		排水設備設置義務の免除に係る許可
根拠法令(例規)及び条項		下水道法第 10 条第 1 項
法令(例規)番号		昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
関 係 条 項		下水道法施行令第 6 条 第 7 条 美唄市下水道条例 第 7 条
所 管 課 係 名		上下水道課事業係
審 査 基 準	基 準	
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの ④：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		
備 考		